（様式第１号）

平成２６年度第２回　環境審議会　会議録

日　　　時	平成２６年１１月２８日（金）　１６：００～１７：３０
場　　　所	北館４階　教育委員会室
出　席　者	会　　長　久　　隆浩 副会長　岸　　壽子 委　　員　伊藤　明子 委　　員　いとう　まい 委　　員　乾　　久晴 委　　員　井上　尚之 委　　員　近藤　博幸 委　　員　中島　健一 委　　員　西野　悦子 欠席委員　上田　久美子 欠席委員　津久井　進 欠席委員　林　まゆみ 事務局　北川　加津美 事務局　大上　　勉 事務局　三輪　知瑞 事務局　大脇　亮允 事務局　寺尾　祥吾
事　務　局	環境課
会議の公開	■　公　開
傍 聴 者 数	な　し

1　会議次第

（１）開　会

委嘱状交付

市長挨拶

委員及び行政職員の紹介

会長・副会長の選出

会長・副会長　就任挨拶

委員出席状況の報告

署名委員の指名

（２）議　事

＜報告事項＞

①　第３次芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況について（平成２５年度分）

②　第３次芦屋市環境計画の素案について

（３）閉　会

2　提出資料

資料１　芦屋市環境保全率先実行計画年間報告（平成２５年度）

資料２　第３次芦屋市環境計画（素案）

３　審議経過

開会

○大上課長：ただ今より芦屋市環境審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中，お時間を割いていただきましてありがとうございます。私，本日の司会を務めます芦屋市市民生活部環境課課長の大上と申します，よろしくお願いいたします。

本日の会議，お手元の会議次第より進めさせていただきますが，なお毎回この審議会は，お時間を２時間ほど頂戴しておりますが，本日１６時開始ということで１７時半を目途にとは思っております。しかしながら，役所の終わりの時間１７時半をお話の具合によって若干超える可能性がございます。お忙しい中ご都合上，ご無理のない範囲で結構ですので，お付き合い願えればと思いますので，前もってお詫び申し上げてご了承のほど申し上げます。

委嘱状交付

○大上課長：それでは早速でございます。この度，委員の改選ということで，改めまして委嘱状の交付の方をさせていただきたいと思います。それでは，お願いいたします。伊藤明子様からお願いいたします。

○山中市長：委嘱状，伊藤明子様。あなたを芦屋市環境審議会委員に委嘱します。任期は平成２８年１０月３１日までとします。平成２６年１１月１日，芦屋市長山中健。どうぞよろしくお願いします。

○伊藤委員：お願いいたします。

○大上課長：続きまして，いとうまい芦屋市議会副議長様でございます。

○山中市長：委嘱状，いとうまい様。以下同文でございます。但し，芦屋市議会副議長の職にある期間とします。以下同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

○いとう委員：よろしくお願いいたします。

○大上課長：失礼いたします。芦屋青年会議所の方から乾様お願いします。

○山中市長：委嘱状，乾久晴様。以下同文でございます。よろしくお願いします。

○乾委員：よろしくお願いします。

○大上課長：神戸山手大学の方から井上尚之先生。

○山中市長：委嘱状，井上尚之様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いします。

○井上委員：よろしくお願いします。

○大上課長：芦屋ハーモニーライオンズクラブ岸様。

○山中市長：委嘱状，岸壽子様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いします。

○岸副会長：よろしくお願いします。

○大上課長：芦屋市環境衛生協会から近藤様，お願いします。

○山中市長：委嘱状，近藤博幸様。以下同文でございます。よろしくお願いします。

○大上課長：中島健一芦屋市議会議長様でございます。

○山中市長：委嘱状，中島健一様。以下同文でございます。但し，芦屋市議会議長の職にある期間とします。以下同文です。よろしくお願いします。

〇大上課長：芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会から西野様。
〇山中市長：委嘱状，西野悦子様。以下同文でございます。よろしくお願いします。
〇大上課長：近畿大学の久先生でございます。
〇山中市長：委嘱状，久隆浩様。以下同文でございます。よろしくお願いします。
〇大上課長：ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

市長挨拶

〇大上課長：では，続きまして山中市長の方からご挨拶申し上げます。
〇山中市長：皆様こんにちは。大変お忙しいところ，今日は環境審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。またこの度は大変お忙しい中，委員の委嘱を申し上げましたところ，快くお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。私が市長就任しましたのが平成１５年でございまして，１６年の１月１日付で芦屋庭園都市宣言というのをさせていただきまして，市民の皆様との協働によりまして，美しく潤いのあるまちづくりを目指して取り組んでまいりました。平成２１年には日本で始めて全市を景観地区に指定をいたしまして，平成２６年４月１日，今年度の４月から景観行政団体に移行をいたしました。知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市として，より一層質の高いまちづくりを目指しているところでございます。

今後は日本で初めての電柱・電線の無い街を目指していきたいなと思っております。先般，日本記念日協会というところで「無電柱化の日」というのを制定いたしまして，それがなんと１１月１０日でございまして，７４年前芦屋市が誕生した日でございます。無電柱化は芦屋市のためにあるのではないかなと思っております。外国人は日本に来て気が付く，日本人は外国へ行って初めて気が付く電線・電柱でございます。これをゼロにする１１月１０日，電柱がゼロになる，１１月１０日だそうでございます。７４年前に芦屋市を誕生させた先人たちは，きっとそれを希望して１１月１０日に市制施行されたのではないかと思います。

そんなこんなでございますが，先ほど芦屋庭園都市宣言というのを申し上げましたけれども，それでオープンガーデンというのを毎年いたしまして，毎年７０箇所，８０箇所の皆様が参加をしていただいておりますが，来年は１０回目になりますので１００箇所を目指しているところでございます。

そんなこんなでございますが，平成１７年には１０年間の計画であります，第２次芦屋市環境計画を策定いたしました。人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市芦屋の実現を目指し，良好な環境づくりを進めてきました。その一方で，東日本大震災の発生によりまして顕著化したエネルギー問題，また地球温暖化やＰＭ２．５をはじめとした地球規模の環境問題への対応をさらに進める必要性が深まっております。本年度は第２次環境計画の最終年度でありまして，委員の皆様方には現在策定を進めております第３次環境計画につきましても，貴重なご意見を聞かせていただきまして計画を策定していきたいと考えておりますので，どうぞよろしくお願いをいたします。今日は本当にありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

○大上課長：ありがとうございます。

委員及び行政職員の紹介

○大上課長：続きまして，次第に従いまして委員の皆様のご紹介をさせていただきたく思いますが，本日先ほど市長のご挨拶でも申し上げました通り，第３次環境計画の素案についてご意見をいただきたく貴重な時間でございまして，また大多数の方が引き続き委員を引き受けいただいてございますので，引き続きお引き受けいただきました方については，大変恐縮ですがお手元の委員名簿の方でご紹介ということに代えさせていただきまして，この度新たに団体様の方での役員交代によりご就任いただきました，芦屋の青年会議所の方からお越しいただいております，乾様の方をご紹介させていただきます。一般社団法人芦屋青年会議所よりご参加いただいております，会員特別室副室長の乾久晴様です。一言いただけますでしょうか。

○乾委員：失礼します。一般社団法人芦屋青年会議所から参らせていただきました，乾久晴と申します。初めて来て厳粛な雰囲気にちょっと緊張しておりますが，ずっと芦屋市民でもありますのでそういう意味で環境がより一層良くなるように，微力ながら力になれればなと思います。

○大上課長：ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは職員の方につきましてはご紹介させていただきます。市民生活部長の北川でございます。

○北川部長：北川です。よろしくお願いいたします。

○大上課長：都市建設部都市計画課長の東でございます。

○東課長：東です。よろしくお願いいたします。

○大上課長：市民生活部経済課長の近田でございます。

○近田課長：近田です。よろしくお願いいたします。

○大上課長：同じく市民生活部環境施設課長の山中でございます。

○山中課長：山中です。よろしくお願いします。

○大上課長：同じ私ども環境課保全係長の三輪でございます。

○三輪係長：三輪でございます。よろしくお願いいたします。

○大上課長：同じく環境課保全係の大脇でございます。

○大脇主事：大脇でございます。よろしくお願いします。

○大上課長：そして私，改めまして環境課の課長の大上と申します。よろしくお願い申し上げます。本日出席の職員は以上でございます。あとでいただきますご質問等の中で，関わります所管の方でも対応させていただきますので，よろしくお願い申し上げます。それでは申し訳ございません，市長は次の公務がございまして，ここで退席をさせていただきます。

○山中市長：失礼いたします。

会長・副会長の選出

○大上課長：それでは改めましてお引き受けいただきました委員様の中ですが，新しい任期ということで正副会長を改めまして選出させていただきたいと思います。芦屋市環境審議会規則第４条の規定で，「会長及び副会長は委員の互選によって定める」となっております。いかが取り計らわせていただきましょうか。

○井上委員：今回第３次芦屋市環境計画の策定途中に，新たな任期が改定されるということでございまして，ほとんど同じ方が委員を継続して引き受けられていることから，これまで会長をしていただいた久委員と副会長をしていただいた岸委員に続けて会長・副会長をお願いすればと思います。

○大上課長：他にご意見ありませんでしょうか。ただいま井上委員の方から，引き続きまして久委員を会長に，岸委員を副会長にというご推薦をいただきましたが，どのように取り計らっていただきましょうか。

（異議なしの声あがる）

○大上課長：それでは会長久委員，副会長岸委員にお願い申し上げたいと思います。ではそれぞれお席の方，申し訳ありませんが移動していただいてよろしいでしょうか。

会長・副会長　就任挨拶

○大上課長：ありがとうございます。そうしましたら，久会長様，一言ご挨拶を頂戴してよろしいでしょうか。

○久会長：それではご指名でございますので，皆様方の力をお借りしながら進めてまいりたいと思います。先ほどから出ておりますように，継続の委員の皆さんが多くございまして，今期も引き続き環境計画の策定という非常に重要なものでございます。また色々ご発言をしていただいてより良い計画づくりができますよう，私も頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○大上課長：ありがとうございます。そうしましたら岸副会長様，一言いただいてよろしいでしょうか。

○岸副会長：岸でございます。久会長の手伝いができたら幸いかなと思います。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○大上課長：ありがとうございます。任期の間よろしくお願い申し上げます。

委員出席状況の報告

○大上課長：それでは早速ですが，久会長，議事の進行の方をお願い申し上げてもよろしいでしょうか。

○久会長：はい，それではまず今日の本日の，委員の出席状況について報告いただければと思います。よろしくお願いします。

○三輪係長：委員定数１２名中９名の委員の方にご出席をいただいております。芦屋市環境審議会規則第５条の規定で，過半数以上の出席で成立となっておりますので，会議は成立しております。また，会議の公開等についてですけれども，芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。但し，第１９条により非

公開情報が含まれる事項の審議等の場合につきましては，出席者の３分の２以上の賛成があれば公開しないことができることとなっておりますが，特にご意見が無ければ公開させていただくことと考えております。また，議事録の公開につきましては，芦屋市情報公開条例第７条に公文書の公開義務が規定されております。この規定に非公開情報の規定があり，それにより判断することになりますが，本日の委員会は原則公開と考えております。なお，公開内容としまして，ご発言いただいた委員のお名前も含むものとなっておりますので，ご了解をお願いいたします。

○久会長：はい，ありがとうございます。

署名委員の指名

○久会長：それでは続きまして，議事録の署名委員を指名させていただきたいと思います。前期から引き続きの委員が多くございますので，その順番でということになっておりまして，本来は津久井委員と中島委員ということでございますが，ちょっと津久井委員の方が今日はまだ来られておりませんので，津久井委員は今日は飛ばさせていただきまして，中島委員と西野委員にお願いしたいところです。よろしくお願いいたします。

続きまして，本日の傍聴の方はおられますか。

○三輪係長：今のところございませんが，傍聴の方がお見えになりましたら，また諮らせていただくことになりますので，よろしくお願いいたします。

○久会長：はい，ありがとうございます。それでは，来られ次第また報告いただければと思います。

議事

（１）報告事項

① 第３次芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況について（平成２５年度分）

○久会長：それでは続きまして議題に入らせていただきたいと思いますけれども，本日，諮問事項はございません。報告事項が２件でございます。まず初めに，報告事項の１件目でございますけれども，平成２５年度の第３次芦屋市環境保全率先実行計画の進捗状況につきまして，事務局から説明をいただこうと思います。

○大脇主事：それでは説明させていただきます。資料の１をご覧ください。まず第３次芦屋市環境保全率先実行計画のご説明になりますが，この計画は平成２１年度を初年度として，平成２３年度から平成２７年度までの５年間で，温室効果ガスの排出量を５％以上削減することをはじめとして，環境負荷を低減させることを目的として策定しております。

それでは早速平成２５年度の結果の報告になります。２ページ目をご覧ください。こちらに温室効果ガス排出量について記載しております。数値目標は，基準年度比５％以上削減としておりましたが，平成２５年度における温室効果ガスの総排出量は，二酸化炭素換算で１２，６９６トンであり，基準年度に比べて６．４％の増加となりまし

た。増加した主な理由としましては，温室効果ガス排出量の約８割を占める電力使用量，及び約２割を占める都市ガス使用量の増加が挙げられます。

次にその電力使用量について５ページ目をご覧ください。こちらに電力使用量について記載しております。電力使用量につきましても，数値目標は基準年度比５％以上削減としておりましたが，平成２５年度の電力使用量は基準年度比４．２％増となりました。ページの中ほどの表４をご覧ください。こちらには施設別の電力使用量を記載しております。表の一番上の本庁舎等につきましては，基準年度と比べて１１．７％減と大きく削減できております。これは庁舎のＬＥＤ化やお盆の閉庁などによるものと考えております。一方，表の中ほど，その他の施設等につきましては，基準年度と比べて１７．６％増，またその下の定額電灯につきましても基準年度と比べて１５．７％増となっております。これはその他の施設等につきましては，基準年度以降に保健福祉センターや潮芦屋交流センターなど，新たな施設が開設されたものによるものと考えております。また定額電灯につきましては，南芦屋浜地区などで公益灯が増加していることによると考えております。以上によりまして，本庁舎等では大きく削減ができましたが，その他の施設等や定額電灯で増加したことにより，全体で４．２％の増加となりました。なお，新規施設や定額電灯を除いた場合の電力使用量につきましては，基準年度比０．４％減，前年度比０．１％減となっており，緩やかではありますが減少傾向となっております。

次に，都市ガスの使用量についてご説明いたします。６ページ目をご覧ください。都市ガス使用量につきましても，数値目標は基準年度比５％以上削減としておりますが，平成２５年度の都市ガスの使用量は基準年度比１８．０％増と大きく増加しております。これは先ほどの電力使用量と同様に，基準年度以降に新たに施設が開設されたことに加えて，小学校等で都市ガスを使用するガス空調施設が導入されたことや，また芦屋病院の建て替えに伴いまして，２４時間空調が導入されたことによるものと考えております。表５の施設別都市ガス使用量においても，学校・園においては基準年度比１２．４％増，病院においても基準年度比２８．３％増，その他の施設等におきましても基準年度比２１．４％増となっており，全体を通して基準年度比１８．０％増となっております。なお，新規施設を除いた使用量につきましては，基準年度比１１．０％増，前年度比６．８％増となっており，小学校や芦屋病院でのガス空調の影響により，増加傾向になっているものと考えております。

次に，用紙類の使用についてです。８ページ目をご覧ください。用紙類につきましては，平成１７年度から平成２１年度の平均の使用量である，年間１，６００万枚を超えないことを数値目標と挙げておりましたが，平成２５年度のコピー用紙の購入量は年間で約１，８００万枚となっており，基準年度比１３．８％増となりました。増加している主な理由として，平成１９年度に住民情報系システムが更新され，連続帳票や専用用紙からコピー用紙への切替えがあったことが挙げられます。下の図４をご覧ください。こちらの白抜きの丸で示しているものが，保険課のコピー用紙の使用量の数値を示しておりますが，住民情報システムの更新があった平成１９年度に，非常に使用

量が増えていることが分かるかと思われます。またその他，市民サービスや教育サービスの向上に伴う紙資料の印刷が増えております。また学校・園では，園児・児童・生徒の人数が，基準である平成１７年度から平成２１年度の平均の人数と比べて，平成２５年度は人数が約９％増加していることも，学校・園でのコピー用紙の使用量の増加の原因と考えております。なお，前年度と比較した場合には，１２．２％の減少となっております。これは平成２５年度から始まった紙使用抑制プログラムをはじめとして，紙使用抑制の取組が広く認知されたからと考えております。なお，紙使用抑制のプログラムというのは，年度当初に各所属のコピー用紙の使用量の年間推移を伝え，使用状況の周知を行うと共に，当該年度のコピー用紙の使用量の目標値とそれを達成するための手段の設定を行うことで，各所属の状況にあった自発的な紙使用量の抑制を行うものです。

次に，取組のチェック項目について，９ページから１１ページに結果を示しております。９ページ目をご覧ください。こちら各取組の実施状況について，「実施した（概ね７０％以上)」，「一部実施した（概ね３０～７０％)」，「実施しなかった（概ね３０％未満)」の，３段階の評価により集計しまとめております。表で言いますと，左から，「実施した」「一部実施した」「実施しなかった」となっております。また，括弧内については，前年度の数値を示しております。取組状況のチェックについては，多くの項目で「実施した」の割合が増加しております。これは取組の定着が見られた結果だと考えております。しかし，１１ページ目をご覧ください。こちらにつきましては，施設管理に係る年間の取組状況についてのチェック項目になっておりますが，多くの項目で前年度に比べ数値の改善が見られるものの，１２項目中５項目で「実施した」との割合が５０％以下となっておりますので，表で見ますと２段目，３段目，７段目，９段目，１２段目となりますが，特に２段目の「職員の意識の向上」や１２段目にあります「環境に配慮した施設等の維持管理」については，いわゆる“見える化”の項目でございますので，環境保全の第一歩として取組の確実な実施が行われるよう，所属長や職員への周知徹底を図る必要があると考えております。

最後に，総括となります。１２ページ目をご覧ください。繰り返しとなりますが，平成２５年度の温室効果ガス発生量は基準年度比６．４％増となりました。これの主な原因は，基準年度以降の新規施設の開設や定額電灯の増加，また特に都市ガスにつきましては，小中学校普通教室へのガス空調導入や芦屋病院のガス空調の２４時間化が挙げられます。これら基準年度以降の新規施設や定額電灯，小中学校や芦屋病院での都市ガスを無視した場合，温室効果ガスの排出量は基準年度比０．１％増となっております。今後は引き続き，全庁的な節電や省エネを行っていくと共に，施設管理者と連携して，施設の更新計画に合わせた省エネ診断などを行い，省エネ機器の導入を推進することでさらなる節電・省エネを行い，温室効果ガス排出量の削減を目指します。以上で簡単ではありますが，ご説明を終わらせていただきます。

○久会長：どうもありがとうございました。恐らく次の環境計画の素案のところにもある程度繋がっていくのかなというようには思っておりますけれども，何か今の段階で平

成２５年度の率先実行計画に関しまして，ご意見はございますか。

○いとう委員：細かいところを教えていただきたいのですが，４ページの表３の「その他燃料等使用量」のところですけども。これを見させていただくと，車の走行距離としては前年度からかなり減っていると思いますが，一方で，その上のガソリンが増えていますが，これはどのように考えてよろしいでしょうかというのを，お示しいただけたらと思います。

○久会長：はい，いかがでしょう。

○大脇主事：この集計は用地管財課からいただいたデータを元に作成しておりますが確認します。

○久会長：まあ簡単に考えたら燃費が悪くなった。

○いとう委員：ハイブリッドカーなんかをたぶん導入されているのに，なぜなのかしらと思いましたので，急ぎませんのでまた教えていただけたらありがたいと思います。それと２１年度を基準にということで，新しく施設ができたので上回っているということですけれど，この先もずっとこの２１年度基準で条件が違うのに，ずっとこの先もしていくおつもりなのかどうかという，基本的な考え方をお示しいただけたらと思います。

○大上課長：それでは私の方から。

○久会長：はいどうぞ。

○大上課長：はい。今ご指摘ありました通り，どうしても比較年度の実情ですとか，こういう数値目標だけで挙げてしまいました結果ですね，説明を聞いていただいたように，色んな実情を分析しながらも目標としては達成していないとかいうことになっておりまして，ちょうどこの率先実行計画と申しますのが来年度２７年度に次期，第４次のものにまた改定いたします。この時には，今回の分析結果ですとか反省も踏まえまして，比較数値ですとか基準年度の実情の持ち方ですとか，計画実行の期間中に何か特段別な事情ができた時の切り分けた数値比較ですとか，そういうことも事前に設定できるような仕組みを作った上で，ただ，どちらにいたしましても総合的に温室効果ガスを減らしていくという目標は変わりませんので，そこへ向かっての個々の取組とか啓発ということは，努力して進めていきたいというような形に改定していきたいと考えております。

○いとう委員：はい，ありがとうございました。

○久会長：豊中市で同じように追っかけていった時に，教育委員会が増えているということになりまして色々事情を聞いてみますと，公民館活動が活発になったから電気の使用量が増えているという話になってですね，頑張れば頑張るほどそうやってエネルギー使用量が増えてくる。それをどっちが良いかというなかなか難しい話がございまして，その辺りはちゃんと中身を確認しながら評価をしないと，数値だけを追っかけていってもなかなか難しいなと感じます。また，来年度以降もそういう中身を見ながら，数値を一緒に追いかけていくということでさせていただきたいと思います。

　他，いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それではまたこの結果も踏まえな

がら，次の環境計画の見直しの部分に向けていきたいと思いますので，一旦はここで１番目の報告事項を終わりという風にさせていただきたいと思います。

② 第３次芦屋市環境計画の素案について

○久会長：それでは引き続きまして，２番目でございますけれども，第３次芦屋市環境計画素案につきまして報告をいただければと思います。

○大上課長：すいません，会長。担当の方からご報告に入ります前に，実は前回の審議会でもご紹介したのですが，今年度第３次環境計画策定に市からの委託を受けて，共に携わっていただいております，コンサルタント会社，株式会社サンワコンの担当者の方が，この環境計画の皆さんのご意見の部分につきましては，今後の改定作業，引き続きの改定作業に有効ということから，この場にご同席をさせていただければということでお願い申し上げたいのですが，どうでしょうか。

○久会長：よろしゅうございますか。（異議なしの声あがる）それではご異議無いということでございます。

○大上課長：ありがとうございます。それでは株式会社サンワコンの皆さんも同席させていただきまして，説明の方はしっかり事務局の方からさせていただきます。よろしく引き続きお願いいたします。

○三輪係長：それでは第 3 次芦屋市環境計画の素案について，ご説明させていただきます。時間の関係上，申し訳ございませんがピックアップしてのご説明とさせていただきます。それでは資料２と書いたものをご覧ください。まず初めに，計画書素案の中の巻末の方に資料編というのを付けておりますが，資料編の７ページをご覧ください。

○大上課長：資-７となっておる中ですね，後ろの方でございます。

○三輪係長：計画の策定経過についてご説明をさせていただきます。皆様に前回の第１回の審議会で，全体のスケジュール等をお示ししましたが，その後アンケート調査としまして，市民，職員，児童，生徒を対象にアンケート調査の実施や，事業者へのヒアリング調査の実施などを行いました。また，前計画策定以降に実施した事業等の状況や，今後の事業展開に関する庁内関係部署へのヒアリングなども行い，本計画の基本的な考え方や施策の検討などを行ってまいりました。第３次芦屋市環境計画策定委員会を第３回まで開催しましたのと，庁内の会議も３回開催しまして，計画の素案を今回作成いたしましたので，その素案についてお示ししまして，パブリックコメント前のご意見というのをいただきたいと考えております。

　では，前に戻りまして，本編の５ページ目，６ページ目をご覧ください。第２章，計画の理念と目標についてご説明させていただきます。市民アンケート調査の結果で，１０年前と比べて環境に関する種々の項目で満足度の向上が見られたことや，計画に基づく施策の実施状況調査の結果などから，第１次の計画から掲げてきました目指すべき環境の姿の実現に向けた施策の推進は認められるものの，色々な取組の主体間における連携が不十分であること等の課題や，新たな環境問題への対応が必要であるということが分かりました。

目指す環境の姿としては，基本的には１次・２次を継承することとしておりますが，人と環境とのすこやかな関わりとは，市民・事業者・市が参画と協働により築き上げていくことで，他の地域に向けても発信できる誇れる都市として，将来に渡り発展していけるという願いを込めて，第３次では「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市芦屋」を目指す環境の姿といたしました。

６ページ目の計画の体系といたしまして，２次計画の時より，より分かりやすいものというのを目指して考えました。テーマ毎の目標といたしまして５つの基本目標，それと基本目標の達成に向けた取組の共通する方向性として，２つの基本方針をまとめました。まず基本目標ですが，基本目標としては身近な地域の環境としまして，緑色で色を付けております「①自然環境を守る」と「②健康で快適な生活環境を創る」，それと「③美しいまちなみを育む」の３点と，さらには広域的な地球環境への対応を行うために，水色で色を付けております「④地球温暖化を防ぐ」と「⑤循環型社会を創る」という５つを設定しております。

基本目標の達成に向けた取組の共通する方向性としましては，市民・事業者・市がそれぞれの立場で学び・行動し，さらに連携・協力していくこと，つまり，その主体である人を取組の基盤と位置付けて取り組むことが重要ということで，ピンク色に色を付けております「①さまざまな環境について学ぶ」というのと「②目指すべき環境を共に創る」というこの２つを基本方針といたしました。

ちょっとまた戻りますが，目次をご覧ください。表紙をめくっていただいて，１枚さらにめくっていただいたところに目次が付いております。今ご説明しました内容というのが，第２章の計画の理念と目標というところになります。５つの基本目標についてまとめてお示ししているのが，次の第３章になります。今までの計画書ですと，これまでの取組とか現状や課題，そしてこれから取り組むこと，というこういった分け方でまとまっておりましたが，今回はより分かりやすい計画書の構成にしたいという思いもありまして，基本目標１つずつを１節として，その中で分野毎にこれまでの取組，現状・課題，施策というのをまとめてお示ししております。第４章では計画の推進に向けてということで，基本目標を取り組む上での共通する手法として基本方針Ⅰ・Ⅱを，そしてより効果的に効率的に取り組んでいくために，推進プログラムですとか計画の進行管理を行う仕組みというのを考えております。今までの計画書ですと初めの方に載っておりました芦屋市の概況というのは，資料編としまして巻末にまとめておりまして，第１章では計画の基本的事項のみをお示ししております。さらにメインとなります第３章，第４章のところについては，色分けを行ったり，また全体を通してインデックスをつけるなどの工夫もしております。

それではメインとなっております第３章についてご説明をいたします。９ページ目をご覧ください。芦屋市は阪神間の都市部に位置しながらも，山から川，そして海へと連なる多様な自然環境を有しておりますということから，第１節では「自然環境を守る」ということを目標として，目標の達成に向けて実施する施策の方向としましては，「生きものの生息環境を知り，守る」という点と，「自然とふれあえる場を守り，さら

に充実させる」のこの２点を取り上げて取り組むことといたしました。また，それぞれの主体がそれぞれの立場で取組を進めること，そしてまた連携して取り組むことが必要であるということが，２次計画の振り返りからも分かりましたので，取組を行う主体についても各施策の横にお示しをしております。また，その右のページに環境配慮事項といたしまして，各主体が取り組む取組例というのをお示ししております。施策の欄と主体の欄については，並行していくつかの会議なのでご意見をいただいているところですので，一部見直し中のところもございます。

９ページの下のところに施策の進捗を計るための指標としまして，いくつか指標を設定して，現況値と目指す方向をお示ししております。通常こういった計画では数値目標を立てることも多いとは思いますが，数値の目標を挙げるのではなくて，目指す方向性を矢印でお示しするに留めまして，各課からの毎年の個別施策の取組状況や社会情勢など色んなことを踏まえて，毎年総合的に評価し進捗を判断したいと考えております。続いて次のページをご覧ください。１１ページ，１２ページのところでは，これまでの主な取組と現状と課題についてまとめております。

続いて１３ページをご覧ください。第２節では「健康で快適な生活環境を創る」ということで，今まで行ってきました公害関係の測定ですとか，新たな環境問題に関する情報収集など，「健康な生活に関わる環境について知る」と，「きれいな水と空気を守る」ということ，さらには「周りの環境に配慮した活動を目指す」という，この３点について施策の方向として取り上げております。

だいぶ飛びますが，１７ページをご覧ください。第３節では，良好な住宅地景観について今までも取り組んでまいりました。その芦屋らしい美しい景観を守って，次の世代に引き継いでいくことが求められているということから，「美しいまちなみを育む」ということを目標として挙げまして，その目標達成に向けて実施する施策としまして，施策の方向としては「芦屋らしい景観を守り育てる」ということ，それと「みどりに囲まれた憩いの場をさらに充実させる」ということ。それと「きれいなまちなみを保つ」という，この３点を取り上げております。

続いて第４節をご覧ください。ページで言うと２１ページになります。第４節では，「地球温暖化を防ぐ」ということを目標としまして，「地球規模の環境問題やエネルギーのことを知る」ということ，それとまた「エネルギーを有効に使う」ということを，施策の方向として取り上げております。

続いて第５節をご覧ください。ページ数でいくと２５ページになります。第５節では，「循環型社会を創る」ということを目標としまして，施策の方向としては，「ごみを減らし，資源を繰り返し利用する」，また「環境にやさしい製品を選ぶ」，「水資源の有効な活用を考える」という，この３点を施策の方向として取り上げまして，取り組んでいきたいと考えております。

２９ページをご覧ください。第４章では計画の推進に向けてということで，今ご説明しました各基本目標に基づく施策を，確実に実行していくことが重要となります。人を視点としまして，施策の推進へ向けた取組の共通する方向性というのを基本方針と

して設定し，より効果的，効率的に推進するために，段階的な施策展開を行いたいと考えております。また施策の実効性を確保するために，計画の進行管理を行う仕組みというものを見直しております。まず基本方針についてですが，基本方針Ｉについては，「さまざまな環境について学ぶ」ということを挙げております。環境についての正しい知識を学び，現状や課題を知ることが重要となるということから，学習の部分を基本方針Ｉでは取り上げております。取組の方向性としましては，「学習と教育をさらに進める」という点，「学んだり体験できる機会を増やす」ということ，「情報を早くわかりやすく伝える」という，この３点を取り上げております。より多くの市民の方に学んでいただけるように，地域や事業所で行っている環境学習などについての情報の整理や発信を行うこと，また単発での環境イベントだけではなくて，段階的かつ継続的な学習の機会をつくることなどの取組を進めていく必要があると考えております。

次のページをご覧ください。基本方針Ⅱでは，「目指すべき環境を共に創る」ということで，参画と協働の部分を取り上げております。私達一人ひとりが取組を進め，さらには市民・事業者・市が相互に協力し合い，一体となり取組を継続していくことが重要となります。各主体の情報連携や相互に情報交換を行える機会を創出し，効果的効率的に施策を推進していきたいと考えております。取組といたしましては，「市民・事業者・市がそれぞれの立場で取組を進める」こと，また「協力して取り組む」ことの２点を取り上げております。アンケートや事業者ヒアリングからも分かりましたように，市民・事業者・市のそれぞれにおいて環境保全の取組を進めてきましたけれども，主体間の情報の共有ですとか協力できる仕組みを作るというところには至っておりません。事業者ヒアリングの際に，事業者の方からも今後の課題として，行政との協力体制を挙げる声があり，それぞれの取組を一層推進して，さらにはそれぞれの主体が一体となった取組を継続することが重要となるかと考えております。

続いて３３ページをご覧ください。３３ページでは推進プログラムといたしまして，より効果的効率的に推進する為に，この基本方針Ｉ・Ⅱについて，ステップ１，ステップ２に分けて段階的に取組んでいくこととします。第１段階としましては，基盤作りに取り組むことをステップ１として取り上げております。ステップ２では，各主体それぞれの活動の輪を広げて，ネットワーク化することに取り組みたいと考えております。この推進プログラムを進めるにあたっては，芦屋市の環境づくりを市民・事業者・市の連携により進めるということで組織されております，芦屋市環境づくり推進会議が中間的な支援や協力を担うことで，最終的にはこの右ページ３４ページにお示ししております，推進フローに示す役割分担を目指して，取り組んでいきたいという風に考えております。

３５ページをご覧ください。計画の進行管理ということで，施策の実効性を確保するために，実施状況を把握し施策の効果について客観的・総合的な評価を行うと共に，庁内において共通認識を図って施策を見直すことにより，さらなる取組を推進したいと考えております。年間の進行管理のサイクルとしては，このＰＤＣＡの表に従い行いたいと考えております。まず各所管課で個別施策を実施しまして，その実施状況や

その内容を自己評価してもらいます。自己評価を集約して，基本目標毎に進捗状況の点検を行います。庁内の芦屋市環境計画推進本部にその結果を報告しまして，施策の見直しなどを検討したいと考えております。基本目標の進捗を示す指標ですとか，各所管課が実施する個別施策や取組の結果により，進捗状況を把握するとともに，それ以外にも社会状況の変化ですとか，それと各所管からの自己評価なども考慮しまして，総合的に評価を行いたいと考えております。今まではこの環境審議会で各課の個別施策の実施状況を報告するに留まっておりましたが，今後は芦屋市環境審議会の方に進捗の結果を報告しまして，総括及び基本目標毎の総合的評価をいただきたいという風に考えております。また，いただきました評価について各所管課に報告をしまして，各個別施策の実施計画に反映させていきたいという風に考えております。

ちょっと飛びますが，資料編の１８ページをご覧ください。資-１８と書いてある部分です。６.関係部・課一覧ということで，各分野における個別施策を実施する課について，色分けで印を付けております。ここにもお示ししておりますように，庁内での連携が目に見えるような形を計画の中でもお示ししまして，今後色んな課と協力してさらに取組を進めていきたいと考えております。

だいぶまた前の方に戻りますが，３ページ目，４ページ目をご覧ください。３ページでお示ししております位置付けとしまして，本計画は「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の第７条の規定に基づきまして，策定をしております。本市における上位計画である，第４次芦屋市総合計画や関連する諸計画との整合を図りたいと考えております。表の関連計画の欄には，環境計画と並列になります計画としまして，芦屋市都市計画マスタープラン，芦屋市景観形成基本計画，芦屋市緑の基本計画，芦屋市一般廃棄物処理基本計画などをお示ししております。

４ページ目に対象期間をお示ししておりますが，今現在お配りしました資料の方が，検討中のものがお手元の方にいっております。７年計画としてこちらでお示ししておりますけれども，庁内の会議で他の計画との兼ね合いなどの検討の結果，当初予定しておりました１０年間の計画としてお示しする予定でございます。かなり駆け足となって申し訳なかったですが，以上で説明を終わります。

○久会長：ありがとうございました。いかがでしょうか。策定委員会の方でもこれを揉んでいただきまして，パブリックコメントの前に再度，皆さんに全体像をチェックしていただいて，ご意見を賜ってパブコメに入りたいところでございますが。ご質問でもご意見でもいかがでしょうか。どうぞ。

○中島委員：環境計画素案に目を通させていただきまして，読めば読むほどなるほどなとは思いますが，ただ実際にどうなのかと言ったら，やはり色んな場所で問題が出てきたのではないかと思います。例えばですね，岩園小学校の近くにあった林とか，あるいは農地があったのに後継者がいなくて，結局，宅地造成されてしまったとか。岩園町にある灯篭池が結局潰されてしまって，そこも宅地造成されてますよね。自然環境とか生活環境とか密接に繋がっているのに，わたくしの所有地ということで結局，市はこういうことを作っても規制がかからずに環境が破壊されているのではないか，さ

れるって言ったら言葉がおかしいですけど，環境が変わっていくという状況があるんですね。ですからその点で，自治体として何らかの働きかけ，例えば農地に後継者がいないということであれば，土地を買うであるとか色んな方策が考えられなかったのか。あるいは灯篭池が業者に宅地造成された際に，芦屋市として何らかのアクションがあったのかどうか。その辺のことをもう少し，規制をかけられないのかなと思うんですよね。

○久会長：はいどうぞ。

○大上課長：実は以前より伺っている中で，灯篭池をはじめといたしまして，確かにこういう大きな方向性ですとか指針を示すところでは，立派なことは並べておりますが，個々具体の対策のところで，どの時期のどういうステップを踏んで，どういう所管課が連携して実際に動くのか，というところまでの繋がりの点に大きな課題もあったかと思います。ですので，その点も踏まえまして，ご説明にもありましたように役所・庁内での連携を見える化にすること，そしてなによりも大きな方向性・指針をお示ししながら，毎年のローリングとなる各課の予算措置から始まります通常のサイクルの中に，この環境計画に沿った方向性を表していけるような，そういう毎年の具体的な施策のローリングの検証や，またご意見を度々このようにいただく場としてのＰＤＣＡサイクルを具体的にお示ししているところが，改善点の対応を示したところでございます。何分，この計画の段階で個々具体の何かの補助制度ですとか，何かの予算措置を決定できるものではございませんが，１つでも少しでも具体的な問題を取り上げて検討し，具体化していくような施策に繋がるような基になる計画にしたいと思っているところでございます。ちなみに今，中島委員よりご指摘のありました部分でいきますと，例えば第１節の自然環境を守るというところの中でも挙げられると思いますし，そして第３節の美しいまちなみを育むという中でもですね，自然の元からあった池もそうですし，歴史的と言いますか歴史資源，文化財をはじめとする歴史資源の保全というような項目にも触れられるように，枠組の中に入れ込んでございますので，今後そういうことも踏まえまして具体的な方へ結び付けていける仕組みをまず作りたいという風には考えているところでございます。

○久会長：いかがでしょう。これも抽象度が非常に高いですけれどもね，先ほどの全くその話も分からないではないですが，かといって私もその土地利用，都市計画もやっている人間としては，同じように池を開発できないのかといったら，それはされてしまうわけですよね。今，芦屋の場合は市街化区域ということで，本来市街化をどんどん進めていきましょうというような方向性を一方で行っていて，それを止める方策というのが今，都市計画の方策の中にはなかなか見出せない。そうすると，違うやり方で色んな仕組みを考えていかないとですね，先ほど中島委員が仰ったようなことは，また起こってしまいかねないわけですね。そのために，起こさないためにはそこのところ，皆でスクラムを組んでいかないといけないと思うんですね。その農地にしたとしても，やはり今，生産緑地という形で指定をしていても，その所有者さんが病気や，あるいは死亡された場合は，最終的には生産緑地の指定を外して宅地化をして行かざ

るを得ないことになってきた時に，それは市だけが動いたらいいのか，あるいは市民にも色んな形で支えていただく。具体的には，イギリスではナショナルトラストとかシビックトラストといって，寄付によって市民が買いとる仕組みというのを作っているわけですね。日本でも日本ナショナルトラストというのがありますけれども，そういう形で市民の支えとか，あるいは市が買い取るとしても，やはり市民が一定のそれに納得をいただく理由というのが要りますよね。そういう様々な取組があってこそ，初めて先ほど言ったようなことが起こらないというか，色々面白い方向に行くと思うんですけれども，その辺りは色々スクラムを組んでいかないといけないんではないかな，というように思うところがありますが。

○大上課長：確かに私ども所管といたしましても，こういう計画を見直す時に今までの検証として，本当に１つの課とか１つの部だけでできることではなく，ましてや行政だけの取組でできることではないということを，改めて再認識しているところでございます。そういう意味からも，特に芦屋の環境計画だからこそ，５つのテーマの中にまちなみということも入れてございますし，こういう都市部でありながら第１節で自然環境というものも，大きな５つのテーマの中に掲げてお出ししているところでございます。また，庁内の連携だけではなく，毎年先ほど申し上げたこのような審議会の場でも，評価していただいたり，ご意見をいただくこともそうですし，環境づくり推進会議では事業者や地域団体，市民の方が入っていただいておりまして，それは既存の組織であるんですが，そこの組織の動き方を見直すことによって，地域からの情報ですとかそういうご意見を踏まえたものを，行政の施策とか予算措置とか予算要求とかそういうところへも持っていけるような，そういうためにもこのＰＤＣＡサイクルを着実に回していくことが，今まで一番欠落していたところと考えております。ですので，今この段階で，私どもの所管の方だけで，これをそうしたら宣言してここへ入れ込みます，というのはなかなか難しいところではあるんですが，少なくとも広くご意見を聞き，そしてスクラムを組んでできるような仕組みを作っていきたいということをお示ししたいと思っている次第でございます。

○久会長：具体的には３１ページのところの，市民・事業者・市が協力して取り組むというところの，特に先ほどのお話の取組の２のところですね。まず何をして欲しいと言う前に，そんな話題が出てきた時に皆で情報交換をして，それぞれがどう動いたら良い方向に進められるかということをざっくばらんに語り合える場所というのがあれば，かなり違ってくるのかなというように思います。オフィシャルな会議というのは色々今でも連絡協議会的なものはあると思うんですけども，本当に本音で語り合って，どうやったらそういうものを防ぐとか，あるいは環境を良くしていけるのかというような，そんなことを出せる。行政の方も本音で言えると言いますかね，「なかなか行政としても悩んでいるんです」みたいな話をストレートに言えるような，そんな雰囲気を作っていただけるとありがたいなと思うんですけども。どうしても対峙してしまいますでしょ。「行政は何をやってるんだ」って話になりますけどもね，「行政も頑張ってるんです。やっぱりこの辺りが難しいんですよ」って感じで言えるような，そんな情

報交換の場にしていただくと嬉しいなと思うんですが。
○大上課長：分かりました。特にこの度，詳しくなかなかご説明・ご提示する時間もございませんが，アンケートを取らせていただきましても，芦屋というのはこういう自然環境にも恵まれながら，まちなみとか住環境の向上に取り組んでまいりました。そして満足度も高くありながら，それでもさらに高い要求というのが見えますし，市民の一人ひとりの方，子どもさんも含めまして，一人ひとりができる節電とか節水とかっていう取組の広がりは見て取れながら，そういうことを横へ繋いだりまとめたり，そしてまた大きく発信したりっていうような，そういうところもまた欠落していたところと認識しております。そういう意味も含めまして，この第４章，２９ページ以後に掲げております，１つのこのテーマをというよりも，共通して情報発信に努めることと学んだり学習したりする機会を増やしながら，それぞれの立場で行っている取組を最後にまとめて協力して取り組むような，おそらく先ほどからご提示いただいているようなお話というのは，やはり事業者・市・行政・地域・市民などが一体となって，機運が上がってこなければ進まないことだと思いますので，そういう機会の場というのは心掛けていきたいと思っております。ありがとうございます。
○久会長：ちょっと具体的な事例で，まちなみの方へ戻っちゃうんですけど。今日サンワコンさんは，地盤は福井ですけど，福井の武生市に蓬莱地区っていう歴史的な建物がたくさん残った地域があるんですけども，そこに郵便局がありましてね，この建物がなかなか戦前の良い建物で，市民が皆で「残せ，残せ」って言っていたんですけどね，なかなか市が買いとるわけにはいかないということで，どうしたら良いのかなという風に悩んでらっしゃったんですが，建築家の方が「そうだ，残せ，残せと言うよりも，自分で使ってしまったら残せるじゃないか」ということで，今は事務所兼住居にされて，自分がそこに住んでしまっています。そういう分かりやすい事例もありますので，こういう皆で知恵も出すし，お金も出すし，働きかけもするしというような形が生まれるような，そんな場所がもっとできたら良いなという風に思います。
○中島委員：環境審議会のあり方を，この計画の中では変えていくみたいに書いてありますので，変えていくというか施策の実施状況に関わる進捗状況をこの中で色々検討していくことになったと思いますので，今市内でどういう風な環境変化があるのかっていうのが，横の連絡がこれからできていくと仰ってますから，そのことをこの委員会にも市議会にも報告してもらって，例えばシンボル的な，今回の例でいえば灯篭池が実は，っていうような話も，情報提起となってこの中で議論すれば，また別の良い意見が出て変えていける，守っていける，そういうことも知恵も出てくるかもしれませんので，その辺，事務局として話題提供，出た情報をこの場で提供し議論してもらう。そういうところにも是非，力を割いていって欲しいなと思いますので，よろしくお願いします。
○大上課長：はい，分かりました。
○久会長：よろしくお願いします。私も含めた委員の方のお知恵を借りるという，そんな審議会になると良いなという風に思いますが。はいどうぞ。

○西野委員：環境計画と都市計画っていうのはやはり裏表にあるところで，この会議の中でどこまで意見を述べて良いのかというのは，私達もすごく悩むところでもあります。先ほどから出ています灯篭池は，私，岩園なもんですからまさにその地域です。本当に芦屋市内の中であった里山の景色が，今は全く無くなりました。灯篭池が無くなったことで，あそこに水を得に来ていた鳥たちが，今はもう岩園小学校のプールの方に行っており，岩園小学校のプールに鳥の糞がいっぱい浮かんでしまう状況に実はなりました。それぐらい環境と開発っていうのが身近なもので，それを今年の夏本当に，どうしてこんなにプールの水が濁るんだろうということになりましたら，どうもそういうことでした。ですから，この環境と都市開発というのをもっと密に話し合えるような機会というのをどっかにできないものかなという風に思います。

○大上課長：貴重なご意見ありがとうございました。まさしくそういう地域の情報も含めましてなんですけれども，ちょうどそういうことも意識しまして，例えばこの第３章でお示ししました５つのテーマ分野別というところでいきますと，第３節の１７ページのところになりますが，ここの美しいまちなみを育むというのは，第１節の自然を守るということとまた違う意味で，そういう景観も含めてですが，まちなみとか都市計画の部分を意識してできている項目でございます。また，第１章のところで計画の位置付けというところでお示ししました，庁内各課の持つ並列の関連計画というところでは，都市計画のマスタープランや景観形成基本計画，緑の基本計画，こういうものと整合・連携を取りながらということも意識しているところは，書き込んでおります。それと先程から申し上げております，庁内の横の連携を「見える化」して意識し，そして毎年のローリングの中でもそこの推進本部，この審議会で報告する前に，まず庁内の推進本部で報告して揉んでいくんですとご報告していたところが，やはり庁内でも各関連の課長級の会議そしてトップを含めた部長級の会議，そこでも１年間の進捗報告をしながらそういう情報も取りまとめながら，そしてこの環境審議会の場でご報告する。そういう手順も示しておりますので，そこで今いただいたご意見も十分踏まえていくように，意識してまいりたいと思っております。

○久会長：先ほど，西野委員がどこまで突っ込めば良いのかという話がございましたけれども，やっぱり色んなものがきちんと回って環境ができていっているわけですから，どういう観点からご意見を賜っても良いと思いますし，逆に環境だけ切り取ってもですね，先ほどから申し上げておりますように，そこだけではなかなか上手く回せないところもありますんでね，そういう意味で広めにお話をこれからもしていただいたら良いんじゃないかなという風に思います。それと後は，０か１００かっていう答えじゃないと思うんですね。やはり池は開発されるけれども，代わりの環境をどこかで保つとか，あるいは開発された時に，緑をたくさん植えていただくとか，色んなやり方があって，間の折衷案みたいなものも考えていくこともできますのでね，その辺りをまた色々お知恵をいただければありがたいなと思いますね。よろしいでしょうか。はいどうぞ。

○いとう委員：はい。この環境計画は，他にも例えば都市計画マスタープランでやるだと

か，景観形成基本計画なんかと比べると，子どもさんも参加して一般市民の方にもお示しをする計画案だろうなという風に理解をしております。その部分があってイラストなんかも可愛らしく入れていただいていると思うんですけれども，先程からＰＤＣＡサイクルでいくと，この第３章のところなんかを見させていただくと，１番初めに目標がポンと来ちゃっているんですよね。次のページにこれまでの取組，図があってというところを見ると，最後は特に現状と課題になっているので，例えば第４節，第３節というように，節毎に読みにいった時にちょっと尻切れトンボになっている感があるのかな，というようなことをどうしても感じてしまうんです。例えば，第４節でいくと２１ページ，２２ページのところに現状の課題みたいなのがあって，それがあるので今回これをしますよというような目標設定があった方が，第３次ですからね，初めて作る計画ではないので，これまでの１０年間というのが生かされてくるのかなと思っています。逆に言うと，子どもさん達に考えていただく場合には，初めからこうやって市民の人がこの取組に参加しますよ，このことは事業者が参加しますよ，というようなものをお示しするのではなくて，例えばこれまでの取組と課題を勉強することによって，「じゃあ僕たち市民は何ができるんだろう」みたいなことを，一緒に考えられるような教科書というかテキストというか，ちょっと欲張りになりますけど，そういう使い方も可能なものができるとすごく楽しくなるのかなと。割と色んな計画書って私達見せていただくんですけれども，難しくて読んで終わりになってしまいやすいんですよね。せっかく時間も掛けて作っていただくのでね，なるべくそれが生かされるような，ちょっと楽しめるような工夫をいただけたら楽しくなるのではないのかなと思いました。

〇久会長：はい。

〇大上課長：そこをご指摘いただいて，実はありがたいところでございまして，この度これも説明の節々に入っておりますが，市民の方のアンケートでも，環境計画自体の存在を知らない割合がすごく多くてですね，まずは環境というのは皆で考えていこうと。もちろんテレビや報道等で，例えば家計の節約という意味では，皆さん取り組んでおられる部分があるかも分かりませんが，やはりつきつめると地球規模のことまで考えた一体となった取組が必要で，それぞれの立場でやれることがあるんだよっていうことを，まずはそういうところも知っていただきたいということも含めて，今言っていただいたように，まず手に取って折にふれて必要な時に常に戻って見やすいというものを意識した中で，目次のところでもご説明したのですが，通常今まででしたら時系列でいきますと，今のご指摘通りこれまでの取組があって，現状と課題があって，そこから浮かんできたものを目標に掲げますという形できていて，実は今回もそうではあるんですが。ただメインとなるところ，環境計画ということを見て分かっていただけ，しかもパッと５つぐらいの分野分けがあって，それぞれの中で，こういうリード文のところで，どんなことが必要なんだということで，どんなことやっていくんだということをまず示す。やはり計画ですので，これから先のところを思い切って先に見てもらいたいと考えておりました。確かに違和感はございます。今までの計画とか，

これを順番に読んでいくとそこを通り越してから，後付けでこれまでの取組とか現状と課題となっておりますので，違和感はございます。ただ，今ご指摘いただいたことは十分踏まえまして，基本方針にも掲げておりますように，しっかりお知らせして，学んでいくということの中には，子どもさんに向けての学校教育とか環境学習とか環境教育，ここのさらなる充実とか機会の増設ということも示しております。その中で例えば，この計画書そのものを子どもさんに示すという考えではなくて，また子どもさん向けのこういう環境計画の概要版みたいなのを，例えば教育委員会とかと連携を取りながら作っていって，それは例えば芦屋市内の環境教育の機会の時にも，ちょっとお手元に持ってもらえるような，そういう具体的な施策の実現に結び付けていけたらなと考えております。実は策定委員会の方でも，「私らは死んでいくけども，１０年先２０年先を考えた時に，今の子ども達にこういう環境の取組を是非知らせて欲しい」という貴重なご意見をいただいております。これを全部平仮名でというわけにはいかないですが，何とか単なる概要版に終わらせずに，概要版とは別のまた子どもさんに向けた，見ていただきやすいような，考えてもらえるようなリーフレットとか，そういうことをまた今のご意見を踏まえて考えていきたいと思います。

○いとう委員：わかりました。そういう葛藤があって，悩んで作っていただいたということで理解をいたしました。それから子どもさん向けにまた，ちょっと工夫を凝らしたものを検討していただけるということですので，期待をさせていただきたいかなと思います。

○久会長：僕は両方考え方がありましてね。実は宝塚で昨年度，共働の指針，共に働く共働ですね，共働の指針を作ったんですけども，市民の方が自ら施策を伝えて作ったんですけど，７ページものの非常に薄いんですよ。色んなものを全部参考資料に回されたんですね。色々その方々と話をしていると，「今までこうやって何十ページのものをもらうけれども，どこが本体かよく分からない」と言うんですね。最初に理屈がいっぱいあったり，今までの取組がいっぱいあったり。じゃあどれが本体なんですかっていうのが分からないので，今回はその本体だけを持ってきて，あとの資料は全部参考資料にしましたっていう，そういう扱いなんです。たぶん同じ方針でこれをやっているわけですね。「ここがまず計画ですよ，あとは参考資料的に読んでください。」と，後で頭の中でひっくり返すと，何でこうなっているのかというのが分かりますという，そういうシナリオになっておりますので，これはこれで 1 つの方向性としてはありだなと思いますけど。井上先生，これ策定委員会の方で検討されたんですけども，策定委員会の中ではこれでＯＫだということでしょうか。

○井上委員：そうですね。今までの本に比べたら，やはり非常に見やすいです。６ページ見ていただけますか。これ５つに分けて，非常に今までのものに比べたらスッキリしていますし，それから期限を区切って毎年やるということで，その後ろの方にございました 35 ページですね，こういう風に進行管理をばっちりしていこうということで，担当者の皆様も非常にこういうきっちりとした月まで出してやろうということで，非常に意欲が感じられて好評でございました。

○久会長：よろしいでしょうか。他，いかがでしょうか。ちょっと私の方から１点ですね。特に１０ページを見ていただくと良く分かると思うんですけども。１０ページの環境配慮事項のところの市民のところで，「イベントに参加します」とか「美化に協力します」というような，行政がやることに対して入ってくださいという関係になっていますが，芦屋の方々って既に自分たちでイベントをやったり，あるいは美化活動やってらっしゃる方も多いので，受け身的なものよりも，もう少し自分たちもやりますっていうような，そういうニュアンスもこの辺りにあった方がある意味芦屋らしいのかなというように思います。後ろの部分の，「参加します」とか「協力します」というのを，言葉尻を変えていただくだけでかなり印象は違うのかなと思うんですけれども。

○大上課長：参考にさせていただきたいと思います。

○久会長：あといかがでしょうか。今後は中島委員の方からもご提言いただいたように，我々も審議会としてこのＰＤＣＡを，市民と一緒に共に考えさせていただいて回していくことで，この抽象度が高い計画がより実現に向けて，一つ一つ着実に行けるのかなというようには思っておりますので，先ほどもご指摘いただきましたように，審議会のあり方そのものを一緒に考えさせていただければ嬉しいなというように思います。

それと先ほど冒頭に三輪さんの方からのご報告の中でも，今まで色んな方々が色々活動しているんだけど，その連携というものがもっとあれば，もっと良いことができる，というようなお話がございました。私も芦屋とずっとお付き合いしていて同感です。もっとストレートに言わせていただくと，市民グループもたくさんあるんですけれども，なかなか一緒にやっているかというと，ちょっとその辺りが薄いなというところがありまして，もっとストレートに言わせていただくと，せっかく一緒のグループだったんだけども，数年やっているとちょっと趣旨が違ってきたということで思いが違うということで，２つに分裂するみたいなことを何度も経験させていただいておりますので，別れたらもうなかなかまた一緒にならないというところで，小さなグループがたくさんできてしまうというのが，ある意味，芦屋の特徴かなという風に思っております。そういう意味ではもっと緩やかに連携できるような場所を，その環境でも作っていただくというのが，ここでは入っておりますけれども，そこができるともっともっと皆が頑張れるんじゃないかなという風に思っているところでございます。是非とも，これは運用の話でございますので，一緒に考えさせていただきたいと思います。あといかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○大上課長：すいません。前回１回目の時の審議会の方では，伊藤委員の方からも電磁波の関係ですとか，今は課題としてまだまだ意識は少ないけれども，今後１０年の計画と考えた時に，新たな課題も出てきますよというようなご指摘もいただいている中で，，この１３ページ，１４ページのところの従来で言うと公害のところですが，今現在ではＰＭ２．５をはじめ放射能のこととか新たな環境問題ということも出てまいります。ですので，今後もそういう新しいことも踏まえて，情報を収集して発信しますということだけじゃなくて，それをまた具体的な施策にご提案として検討していけるようなことも考えて，計画全体につきましても，その１０年間の計画の進行の中で，その間

においても環境に関する社会情勢の変化とか，科学技術の進歩等に応じた新たな課題についても，その毎年の施策の見直しのローリングの中で，柔軟に取り入れて対応していきますというスタンスで臨んでおりますので，一見漠然とファジーな感じに見えるかもわかりませんが，それも敢えて大事かなと考えておるものでございますので，併せて補足させていただきます。

○久会長：ありがとうございました。最近は色んな問題が次々と発生しますので，その辺りは臨機応変に対応するようなシステムが必要かなと思いますので，またよろしくお願いします。

　他，いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それじゃあ，時間的にも良い時間になりましたので，この議題は以上とさせていただきたいと思います。この後，パブコメをかけていただいて，最終的に本案を固めていただくことになります。それでは以上で予定しました議案は，終了とさせていただきますけれども，せっかくの機会でございますので，環境に関することで，まずは委員の皆さんから何かその他でございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局の方からその他はございますでしょうか。

○大上課長：長時間ありがとうございました。ご説明にも含めましたように，次回来年の３月にもう一度開催させていただく時には，この素案に基づきまして今後市議会でのご報告，そしてパブリックコメントを取りまとめたものを反映させた最終原案というような形で，諮問，そして答申という形でまたご意見を頂戴するというスケジュールで予定しています。年度内ギリギリとなりますが，そういうことも含めて少しでも事前に見ていただきたいという気持ちで開かせていただきましたので，今後ともよろしくお願いいたします。最後になりますが，北川部長の方から。

○北川部長：本日，色々個々具体のお話をいただきました。それをこの計画の中でどういう形で落とし込むのかというような宿題であると認識をしております。先程から，説明しておりますように，色々考えていくという環境のテーブルを作るというのが，大まかな計画の目標だと思っております。ですから，そういった環境のテーブルを作った，では個々具体の課題をどう見ていくのかという，そこら辺をなかなか今，答えが出せないものと思っております。やはりテーブルを作るんだということから，あと年度の評価をしていく中で，また皆さんにご意見を伺って，「いや，足りないよ」と「もう少し魂を入れなさい」というようなことができましたら，そういった中でもやはり見直しをしていくものと，このように考えておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

○久会長:それでは５時半までに終わることができました。どうもご協力ありがとうございます。それでは第２回の環境審議会を以上で締めさせていただきます。どうもありがとうございました。

以　上